

憲法調査会と政党の対応

上^{かみ} 脇^{わき} 博^{ひろ} 之^し

はじめに

衆議院と参議院の各憲法調査会は、二〇〇〇年一月の通常国会開会と同時に「調査」活動を開始し、二〇〇五年四月にそれぞれ最終報告書を各院議長に提出した。両憲法調査会において各政党はどのように対応したのであるか。⁽¹⁾ 憲法「改正」論議について、私はすでに財界の提言などを中心に紹介している。⁽²⁾ この小論では、それと重なる部分も多いが、憲法調査会における政党の対応を中心に紹介する。⁽³⁾

この紹介を行うに当たって事前にお断りしておかなければならないことが幾つかある。その第一は、対応した「政党」としてどの政党までを紹介対象にするのかという問題である。というのは、五年余という期間に活動した政党は初めから終わりまで同じ数ではないからである。「院内会派」をここでは便宜的に「政党」として扱うとしても、例えば衆議院憲法調査会の場合、設置当初は、自由民主党（自民党）、民主党、公明党・改革クラブ、

自由党、日本共産党（共産党）、社会民主党（社民党）の六党であったが、最終報告書が提出されるに至った最後の時点では自民党、民主党・無所属クラブ、公明党、共産党、社民党の五党であった。その間に政党の解散・分裂・政界再編があり、二〇〇〇年の衆議院議員総選挙の直後には八党であったときもあった。⁽⁴⁾ここで紹介する政党は主要政党に限定するが、紹介する事項や時期によってはそれが少し変化することになる。

第二は、主要政党の「対応」の範囲をどこまでにするのか、ということである。これについては、憲法調査会「内」での対応だけではなく、各政党内部の組織（党憲法調査会など）の提言など憲法調査会「外」でのそれも紹介する。というのは、例えば民主党には自民党出身者の議員から社会党出身の議員までいることからわかるように非護憲政党が憲法論につき党内で一枚岩ではないため、同調査会における非護憲政党の各委員（議員）の発言は、民主党に限らず同じ政党内においても異なることが多々あり、また、所属政党の立場と常に同じであるとは限らないので、憲法調査会「外」での政党等の態度表明についても紹介する方がむしろ有益と考えられるからである。また、一九九四年「政治改革」のときと同じように政党の垣根を越えて改憲論議を拡大させた「超党派」の対応についても紹介する。

第三に、憲法調査会が活動した「期間内」の対応以外に、同調査会設置「前」と設置「後」という「期間外」の対応もあわせて紹介する。その方が主要政党の「対応」の実質的内容がより明確になるからである。

第四に、主要政党の「対応」に影響を及ぼしている財界等の主張についても、⁽⁵⁾政党の「対応」の背景を知るために簡単ではあるが紹介する。

一、衆参憲法調査会設置までの政党の対応

自民党は党憲法調査会が一九九三年に『中間報告』⁽⁶⁾を、新進党は党憲法問題調査会が一九九六年に『中間報告』⁽⁷⁾を、それぞれ発表していた。一九九七年五月に自民党と新進党の議員が中心に超党派で組織した「憲法調査委員会設置推進議員連盟」が発足し（趣意書に賛同した国会議員は二九〇名）、その会長には中山太郎衆議院議員（自民党）が就任した。この組織は「衆参両院に常任委員会として憲法調査会を設置すること」を目指していた。これは常任委員会方式である点で憲法調査会に議案提出権を認めるものであり、それゆえ、かかる設置は改憲への大きな一歩を目指すものであった。

もつとも、同年末に新進党が解散し、翌一九九八年初頭以降も政界再編があり、その組織は、自民党、民主党、公明党、自由党、改革クラブの議員で組織されることになり、また「憲法調査会の設置が憲法改正に直結する」という危惧感が組織内にあったため、改憲勢力は妥協し明文改憲を急がず、⁽⁸⁾一九九九年一月には、「議案提出権を持たない憲法調査会を国会に設置すること」で意見が一致し、衆議院議院運営委員長に申し出を行い、同年五月末には「憲法調査推進議員連盟」へと名称変更をした（参加議員は衆議院で二七七名、参議院で八八名）。

これを後押したのが財界であった。すでに一九九四年「政治改革」⁽⁹⁾の時点で、「必要最小限の自衛力の保持とその国際的平和維持・救援活動への貢献」のために「現憲法九条を改正」することなどの提言をしていた経済同友会は、⁽¹⁰⁾一九九九年三月に、集团的自衛権行使について「政府の憲法解釈の早期見直し」などを求めると同時に、「憲法問題に関する常任委員会を早急に国会に設置すべきである」と提言したからである。⁽¹¹⁾

前述の申し出につき、衆議院議長の私的諮問機関である議会制度協議会及び衆議院議院運営委員会の小委員会

はそれぞれ議論を行った。そこでの議論は、「今国会中に国会法を改正し、議案提出権のない憲法調査会を設置すべきである」とする自民党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党の意見と、そもそも「憲法調査会の設置には反対である」とする共産党、社民党の意見に分かれた。この両論を併記した報告書が衆議院議長に提出された。結局、同年七月に国会法は「改正」された。議院運営委員会理事会では「①憲法調査会は、議案提出権がないことを確認する、②調査期間は、おおむね五年程度を別途とする」などの申し合わせがなされ、翌二〇〇〇年一月から衆議院と参議院の各院に、「日本国憲法について広範かつ総合的な調査」（国会法第一〇二条の六）を行うための憲法調査会が設置され（衆議院は五〇名の委員、参議院は四五名の委員）、それぞれ活動が原則隔週で開始された。

その各会長については、通常の委員会の委員長が院の指名で決まると異なり、調査会内部での互選によって決まった。衆議院の憲法調査会会長には中山太郎が、参議院のそれには村上正邦（自民党）が就任した（後者はその後、上杉光弘、野沢太三、関谷勝嗣の三名が就任している¹³）。

以上のような設置経緯につき特記すべき事柄の第一は、一九五〇年代に内閣の下に設置されたときの政治状況とは異なり、一九九四年「政治改革」により衆議院議員の選挙制度は小選挙区本位の選挙制度になり、政界再編も進み、一九九六年総選挙で憲法改悪阻止政党または護憲政党を過少に代表させ、非護憲政党あるいは改憲政党を過剰に代表させるという結果¹⁴が生まれていたため、国会（各院）内に憲法調査会が設置された、ということである。

第二に、一九九六年四月の「日米安保共同宣言」¹⁵は日米安保条約の枠組みを「アジア・太平洋地域」さらには「地球規模」のレベルまで拡大させ、一九九七年九月にはアメリカと日本の間での軍事的な協力をとりきめた

「新ガイドライン」が合意に達し、これにより、日米安保条約にある「極東」(第六条)という地理的な限定を取り払い、地球規模でアメリカの後方(地域)支援なども可能にしようとし、それを実現するために、不十分ではあるが周辺事態法などの新ガイドライン関連法(一九九九年五月)が整備され、日本政府の従来の「専守防衛」の枠さえ超えて集団的自衛権の事実上の行使が可能になっていた(もちろん、政府は集団的自衛権の行使とは説明してはいない)、ということである。

第三に、各憲法調査会の権限は「日本国憲法について広範かつ総合的な調査」にとどまり、議案提出権が認められなかったため、「調査それ自体を目的とする機関」という「前例のない特異な性格の機関」である、ということである。

第四に、憲法調査会が内閣の下ではなく国会内に設置されたため、設置そのものに反対した共産党も社民党も参加をボイコットしなかった、ということである。

二、憲法調査会の運営における政党の対応

各院の憲法調査会規程が「運営等に関し必要な事項は、憲法調査会の議決によりこれを定める」としていた(いずれも第二五条)ため、憲法調査会は、通常の委員会とは異なり、その運用が「自律」に委ねられた⁽¹⁹⁾。この「自律」は、前述のような設置前の対立がそのまま両院の憲法調査会の運営において政党の対応に違いを生じさせたと同時に、結局は非護憲政党・改憲政党の運営方針に基づく運営を許してしまった。

まず、衆議院憲法調査会の運営であるが、会長の中山は、最終報告書の中で、「調査会設置の当初から現在まで、また、その運営の仕方から調査テーマの設定に至るまで、すべて会長代理、幹事、オブザーバーなど幹事会

構成メンバーの協議に付し、相互の真摯で建設的な議論を通じて、公正かつ円滑に行ってきた⁽²⁰⁾とまとめているが、これは設置そのものに反対した政党を含め全会一致で運営がなされたことを意味してはいない。運営のあり方は幹事会で決められたのだが、その幹事の員数は九名であり、設置に反対した共産、社民の両党（云派）は、「小会派であるため幹事の割り当てがな（く）」、「幹事会へのオブザーバー出席」が認められたにとどまったからである（二〇〇三年総選挙後には、社民党はオブザーバー出席さえ認められなかった⁽²¹⁾）。

それゆえ、幹事会では、早い段階で、例えば、「調査」権限を超える改憲論の主張が当然予想される「二十一世紀の日本のあるべき姿」が「調査」対象に決定された。これが討論された憲法調査会において、例えば、共産党の委員（春名直章）は「日本国憲法から離れて国のあり方をあれこれ議論することになりますと、それ自身が調査会の目的を逸脱するだけではなく、結局、この議論の行き着く先が、あるべき国の方に向けて憲法の方を変えていこう、つまり改憲の地ならしとなる危うさにつながるのであります。」と述べ、また社民党・市民連合の委員（原陽子）は「私たち日本人に根づいたこの九条が変えられるようなことが起これば、その変えられた憲法こそ、国民にとっては押しつけの憲法だと私は思います。」と述べ、それぞれ反対の意見・態度を直接または間接に表明したにもかかわらず、自民党の委員（高市早苗）、民主党の委員（鹿野道彦）、公明党の委員（赤松正雄）、自由党の委員（塩田晋）、二十一世紀クラブの委員（近藤基彦）、保守党の委員（野田毅）がそれに賛成の意見を述べたため、中山会長は、「二十一世紀のこれからの国際的あるいは地域的あるいは国内的ないろいろな諸課題について議論をいただ（く）」と発言している⁽²²⁾。

その後、参考人（小林武）や陳述人（小田中聰樹）が憲法調査会では活動を調査に限定すべきである旨の発言を行っていたにもかかわらず、衆議院憲法調査会の『中間報告』（後述）でも明らかのように、改憲論の意見が

平然と述べられており、中山会長は、同報告提出直後の新聞インタビューでも「今後も全会一致手続きにはこだわらざるつもりは」と聞かれ、「ありません」と答えている。⁽²⁴⁾

以上の結果、衆議院憲法調査会は、二〇〇二年二月上旬には四つの小委員会（基本的人権の保障、政治の基本機構のあり方、国際社会における日本のあり方、地方自治）を設置し、「調査」を専門化させ、また中間報告書が提出された後の二〇〇三年一月末には、小委員会を改編して（最高法規としての憲法のあり方、安全保障及び国際協力等、基本的人権の保障、統治機構のあり方）、「調査」を本格化させた。⁽²⁵⁾しかし、委員の出席状況は欠席だけでなく、小委員会の終盤では途中退席も多くなり、着席しながら携帯電話を使用する委員や私語にふける委員もいるなど、まさに「学級崩壊状態」であった。⁽²⁶⁾

前述のような運用に基づいて活動した衆議院憲法調査会が『中間報告』（二〇〇二年一月一日）をまとめることについて、共産党の委員（春名直章）は、「今日までの調査会の調査実態は、何か報告書を出せるような段階ではないと考えます。国民に調査の内容を知らせる必要があるというのであれば、会議録などで十分であると考えます。にもかかわらず、あえて中間報告書をまとめるのは、調査会の目的を離れた政治的な意図があるのではないかと思わざるを得ません。」「そもそも本調査会は、日本国憲法の各篇章に沿った論点ごとの調査などには行っておりません。にもかかわらず、二十一世紀のあるべき姿など、漠然としたテーマのもとでの参考人や委員の発言を、調査テーマとしていない、憲法は改正すべき、自衛隊の憲法への明文化などの論点に沿って整理するところが、どうして調査の経過を記載した報告書と言えるのでしょうか。」「論点整理は、調査会の実際の調査内容を公正に反映したものとなっているとは言えません。結局、改憲を志向した編集意図で論点が整理されていると言われても仕方がないものであります。」などと、社民党・市民連合の委員（金子哲夫）は、「残念ながら、私たち

がかねてから要望してまいりました、憲法の持つ理念、原則が現実の政治の中でどのように生かされ、実践されているのか、また守られてきたのか、そして、憲法と現実の政治との乖離はなかったのか、また、あるとしたらその原因は何かという、最初に調査会が取り上げるべき課題がまだ調査されておりません。そのような重要な調査活動すら行われていない現状で、ただ調査会の調査期間の折り返し点に來たからというだけで中間報告を行うことには、反対であることをまず表明いたします。」などと、それぞれ批判した。しかし、自民党、民主党、公明党、自由党、保守党の賛成多数で議決され、『中間報告書』⁽²⁷⁾は綿貫民輔議長に提出された。

後述するように二〇〇四年六月には自民党、公明党、民主党がそれぞれ独自に憲法調査会「外」で『論点整理』や『中間報告』をまとめるのだが、同年八月上旬の衆議院憲法調査会では、それらについての意見聴取(各二分)が行われ、議論が行われた。その中で、共産党の委員(山口富男)は「これらはいずれも憲法改定を目的としてまとめられた文書です。こうした文書を特段の枠を設けて本調査会の調査対象であるかのように扱うということは調査会の目的を逸脱するものだ。」と、また社民党の委員(土井たか子)は、「本来、各党の改憲論を議論するというのは憲法調査会の趣旨とは違う」、「その中身をすなわち憲法調査会の中に持ってきて、そして、それを調査対象としたり、論議の対象にすることと自身、私は調査会の趣旨と違う」と、それぞれ批判したが、それに対して中山会長は、「私は、公式の場で議事録に残すことによって、後世の日本の憲法を勉強する主権者の代表たちにいささか資料として確立されたものが残されるべきだ」という認識に立つてこのような運営をさせていただいた」と応答したのである。⁽²⁸⁾

次に、参議院憲法調査会の運営であるが、同調査会発足後の第二回及び第三回で「調査審議の進め方について」自由討論が行われたとき、「憲法改正の議論にまで踏み込むかどうかについては、憲法改正を念頭に議論すべき

であり、立法府の調査会である以上、憲法に問題ありとの調査結果が出れば速やかに改憲作業に入るべきとの意見と、調査会は改憲を前提とせず調査に徹すべきとの意見が出された。⁽²⁹⁾のであるが、結局、前者の意見を許容する形で運営がなされて行く。なお、参議院憲法調査会で唯一設置された小委員会は、二〇〇四年四月に設置された「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」であった。⁽³⁰⁾

「選挙が行われる平成一三年の常会終了時を中途に中間報告をまとめるべきとの意見」もあつたものも、中間報告書は参議院憲法調査会ではまとめられることはなかった。しかし、最終報告書には、非護憲政党内の憲法調査会の「論点整理」「中間報告」などが党の意見として紹介された。⁽³²⁾

なお、衆参の各憲法調査会は、常任委員会が本会議に提出するのと違い、報告書を各院議長に提出することになつていたが（各規程第二条第一項）、その提出後に、衆議院憲法調査会の中間報告も衆参憲法調査会の両最終報告書も、共産党と社民党が反対したにもかかわらず、各本会議で会長から報告されるという異例の事態が行われた。⁽³³⁾

三、憲法調査会の「調査」内容における政党の対応

1 憲法調査会設置から衆議院憲法調査会の「中間報告書」(二〇〇二年一月)までの各党の対応

一九九〇年代以降の改憲論は読売新聞社の憲法改正試案が象徴しているように日本の国家(社会)全体の改造を目指しており、また、憲法調査会でも改憲論が主張されたため憲法調査会が「広範かつ包括的」な「調査」が行われ、いわゆる「押し付け憲法」論よりも「現実に憲法を合わせる」論や「二世紀憲法」論・「この国のかたち」論などに基づいて改憲の方向性が議論されたこと⁽³⁵⁾もあつて、憲法調査会の「調査」も、第九条を含め日本

国憲法全体を全面的に「改正」する議論となつて行つた。⁽³⁶⁾

それを後押しするかのようによ日本経済新聞は、二〇〇〇年の憲法記念日に、集团的自衛権行使に向け明文改憲や立法改憲などを選択肢として挙げ、また憲法第二五条が「福祉国家目標の根拠となつている」としてその「間い直し」を主張するなどしていた。⁽³⁷⁾

また、経済同友会は、二〇〇一年四月に「集团的自衛権行使」に関する「政府見解の再検討」や「二〇〇五年憲法改正に向けた議論の促進」を提案し、⁽³⁸⁾二〇〇二年四月には、会員に対する「憲法問題に関する意識調査」結果を発表すると同時に、「日本のあるべき姿について国民的な議論を起こしていく必要がある」などと提言し、⁽³⁹⁾改憲論を誘発した。さらに「二一世紀臨調」(新しい日本をつくる国民会議)⁽⁴⁰⁾は、二〇〇二年一月、「憲法が改正される際には、国家の有事あるいは緊急事態に国家の安全と繁栄のために国民の権利・義務を明確にする規定が設けられることが期待される」とも提言し、⁽⁴¹⁾改憲論を盛り上げた。

このようなかで、各政党の改憲論議も活発化し始めた。まず、自由党は、その日本一新推進本部の国家基本問題に関する委員会が二〇〇〇年一月二月に『新しい憲法を創る基本方針』を発表した。それは、「国及び国民のあり方」「天皇制」「国民の権利と義務」「安全保障」「立法権」「行政権」「司法権」「地方自治」「財政」「教育及び文化」「環境・社会保障」「改正手続」、つまり憲法全体について一新する方針を表明したものであった。⁽⁴²⁾

また、自民党は、橋本派政策局・憲法問題に関する分科会が同年末に『憲法改正案』を発表した。それによると、「おおむね三―五年以内に改正を実現することを目的として、衆参の憲法調査会において議論を深め、各党合意案を作るべきである。全面改正が望ましいが、大方の合意が得られるものから段階的に改正することはやむをえない。」などと「基本的な考え方」が説明され、前文から始まり憲法改正手続きに至るまでの改正論議を行

っていた。⁽⁴³⁾そして、党国防部会は、憲法の平和主義に関して、翌二〇〇一年三月に、「集団的自衛権の行使」が憲法上許されるなどとする提言を発表した。⁽⁴⁴⁾

さらに、民主党は、一九九九年六月に『安全保障基本政策』を発表し、その中で、一九九六年の日米安保共同宣言に基づきその翌年に日米間で合意した新ガイドライン（日米防衛協力のための指針）につき「民主党はその必要性を認識している」こと、また、「憲法の文言と現実が乖離が生じた場合には、憲法解釈の安易な変更を行うのでなく必要に応じて憲法改正することが成熟した民主主義国家のとるべき道である」から国会に設置予定の憲法調査会では「安全保障問題も含め幅広く憲法論議が行われることが期待される。」などとまとめていたが、⁽⁴⁵⁾

二〇〇〇年二月一六日の参議院憲法調査会で民主党・新緑風会の江田五月理事は「はじめに憲法改正ありきの立場はとらない。同時に憲法改正をしてはならないとの立場もとらない。二一世紀の『この国のかたち』を構想する立場からあらゆる問題について議論していく」「私たちは『論憲』の立場に立ち、論議を避けたり、先送りしたり消極的な立場をとらない」と表明した。⁽⁴⁶⁾そして民主党憲法調査会は二〇〇一年一月に『中間報告』を発表したが、それは、第一作業部会が「総論」として「新しい国のかたちと日本の憲法の姿」を、第二作業部会が「統治」として「首相主導の議院内閣制度の確立に向けて」を、第三作業部会が「人権」として「すべての人々の人権を保障するために」を、第四作業部会が「分権」として「分権社会の実現をめざして」を、第五作業部会が「国際・安保」として「PKOの変容と日本の参加について」を、それぞれまとめており、⁽⁴⁷⁾憲法の全面改正を目指し始めていた。そして、これを歓迎したのは自民党の改選議員らであり、民主党のその作業部会名（ただし「総論」を除く）は翌年二月上旬に衆議院憲法調査会が設ける四つの委員会（前述）に採用されたのである。⁽⁴⁸⁾

二〇〇二年七月末には民主党憲法調査会を主催し、二年半余にわたる議論を取りまとめた報告書を了承

した。その報告書は「新しい憲法を創る（創憲）」ことを提起していた。⁽⁴⁹⁾ ただし、これは党の正式な立場とはならず、民主党代表はその後一二月に鳩山由紀夫から菅直人に交代した。⁽⁵⁰⁾

改進黨員の超党派の動きも注目される。自民党、公明党、民主党の有志議員で結成され、中山太郎（衆院憲法調査会会長）が会長をつとめる「憲法調査推進議員連盟」は、二〇〇一年一月に、憲法「改正」手続きを定める「憲法改正国民投票法案」を発表した。⁽⁵¹⁾

他方、社民党は、土井たか子党首が、「今、平和憲法は戦後最大の危機に直面しているといっても過言ではないでしょう。しかし、平和を愛し、平和憲法に心を寄せる人々は決して少数ではありません。今こそ、国会の場はもちろんのこと、さまざまな分野で憲法を守ろうとする人々が大きく力を合わせることを強く訴えます。」などとして、⁽⁵²⁾ また、共産党は、第二回党大会決議において、「憲法九条の改悪に反対し、その平和原則にそむくわだてを許さない」という一点での、広大な国民共同をきざくことを、心からよびかける。「『新しい人権』」を改憲論の「入り口」として利用し、九条改憲を「出口」とする方向に、世論を誘導しようという議論には、まったく道理がない。」⁽⁵³⁾ などとして、改憲論議に反対の態度を表明した。

四つの小委員会を設置して活動し始めたばかりの衆議院憲法調査会は、それまで日本国憲法の条章ごとにテーマを設置して議論が行われていたわけではなかったにもかかわらず、二〇〇二年一月一日に『中間報告書』を議長に提出した。その報告書の第三編第三章「憲法調査会における委員及び参考人等の発言に関する論点整理」の第三節は「日本国憲法の各条章に関連する主な論議」とされ、その第一款「総論的事項」では、日本国憲法に対して「否定的又は懐疑的に評価する発言」、「憲法の規定が現実に合っていないとする発言」、「現実に憲法の規定を合わせていくべきとする発言」、「憲法を改正すべきである」とする発言まで紹介し、またその第二款から第

一二款までは「総論的事項」「前文」「天皇制」「安全保障及び国際協力」「基本的人権」「政治部門（国会、内閣等）」「裁判制度」「財政」「地方自治」「憲法改正」「最高法規」「その他（緊急事態）」とされ、個々具体的に改憲を主張する意見が紹介されていた。⁽⁵⁴⁾

「緊急事態」があることから明々白々なように『中間報告書』は、憲法全体の「改正」に向けた論点整理としての意味を有しており、明らかに「調査」権限の枠を超えるものであったが、実質的内容は、各委員及び参考人等の発言を都合良く分解し、それを論点毎に羅列したものにすぎなかった。

2 衆議院憲法調査会『中間報告』後、二〇〇三年一月衆議院議員総選挙まで各党の対応

公明党は、これまで現行憲法の「改正」に言及することなく国会では与党として「解釈改憲」を進める立場にあったが、⁽⁵⁵⁾『中間報告』が出された直後の第四回党全国大会（二〇〇二年一月）において、「論憲」から「加憲」へと立場を変更した。もつとも、この時点では憲法第九条は変えないという立場であった。⁽⁵⁶⁾

実は、この立場変更は、支持母体創価学会の池田大作名誉会長がその前年二〇〇一年一月二五日付『聖教新聞』で「社会の変化の中で生じてきた、新しい環境問題や多様化する人権問題、情報化社会への対応、さらには民意を直接問う国民投票制や首相公選制の導入など二十一世紀の日本の民主主義のあり方にかかわる、いくつかのテーマ」について「よりよい社会を実現するために憲法を見直すことは大切である」⁽⁵⁷⁾などと提言を發表したためであると推察される。

その後、二一世紀臨調と経済同友会⁽⁵⁸⁾は、衆議院議員総選挙に向けてマニフェスト選挙を仕掛けた。また、二〇〇三年四月、経済同友会は、「憲法改正を通じ真の国民主権を確立しよう」「戦後五〇余年間の変化を踏まえ、

『この国のかたち』を再考しよう』などと説いたので、非護憲政党はこのような要求にこたえてゆく。⁽⁶⁰⁾

まず、自民党の政務調査会・憲法調査会・憲法改正プロジェクトチームは、有事関連三法案が成立した同年六月の翌月に、日本が「個別的自衛権及び集団的自衛権を有する」などとする『安全保障についての要綱案』を発表した。⁽⁶¹⁾

改憲の動きで特筆すべき特徴は小泉純一郎首相・自民党総裁の動きである。小泉は、すでに自民党の総裁就任会見（二〇〇一年四月二四日）で「自衛隊が軍隊でないというのは不自然だ」「（自衛隊が）憲法違反といわれなような憲法をもったほうがよい」と発言していたが、国会でも内閣総理大臣として二〇〇三年五月に「自衛隊が軍隊であると正々堂々と言えるように、将来やはり憲法を改正するのが望ましい」と発言している。⁽⁶²⁾ 同年八月二五日、小泉自民党総裁は、自民党の結党五〇周年にあたる二〇〇五年一月に向け、党としての憲法改正案策定の検討を指示した。二〇〇三年一月の衆議院議員総選挙で憲法「改正」をひとつの争点にするかのように、自民党は「政権公約」で「二〇〇五年、憲法改正に大きく踏みだす」と書いた。

二〇〇三年九月に、民主党が「マニフェスト」（第一次草案）を発表したのに対し、経済同友会の北城恪太郎代表幹事は「民主党がめざす国家像や政策体系がやや不明確で」あり、「その基本である『憲法改正』についての考え方が明らかにされていない」と注文をつけた。⁽⁶⁵⁾ これを受け、また改憲を公言してきた自由党と合併したことを契機に、民主党は「論憲から創憲へ」と立場を改憲にシフトし、⁽⁶⁷⁾ 「新しい憲法をつくる」などを盛り込んだ「マニフェスト完全版」を発表したのである。⁽⁶⁸⁾

3 二〇〇三年一月衆議院議員総選挙後、二〇〇四年七月参議院議員通常選挙までの各党の対応

アメリカは、二〇〇〇年一〇月、米国防大学国家戦略研究所（INSS）特別報告（いわゆる『アーミテージ・リポート』）で「新ガイドラインの着実な実施」と有事法制の整備を積極的に要求していたが、その中心的な人物であったアーミテージ国務副長官は、二〇〇四年、雑誌の中で、「私は二〇〇〇年に『アーミテージ・リポート』という二一世紀の日本の安全保障のあり方を記した報告書を発表した。」「そこで憲法九条が（日米同盟や国際社会の安定のために軍事力を用いる点で）邪魔になっていいる事実を挙げた。連合軍の共同作戦をとる段階で、ひっかからざるを得ないということです。」などと発言した。⁽⁷⁰⁾総選挙後はこれが憲法「改正」に向けた動きを加速させた。

自民党は他党議員にも働きかけを行い、超党派での国会議員の連携の成果が公表される。自民党、民主党、公明党のいわゆる国防族議員でつくられている「安全保障議員協議会」（会長・瓦力元防衛庁長官）は、集団的自衛権の行使容認や巡航ミサイルの導入、非核三原則の見直しなどを内容にした『主体的防衛戦略』の具体化に向けて⁽⁷¹⁾と題する文書を公表したが、自民党憲法調査会の憲法改正プロジェクトチーム（杉浦正健座長）は、二〇〇四年三月、憲法改正草案の策定に向け、前文の書き換えを柱とした報告書を同調査会に提出した。⁽⁷²⁾同プロジェクトチームのその後の会合では、憲法九条二項を削除したうえで自衛隊の存在と集団的自衛権の行使を明記すべきだ、との意見が大勢を占めたという。⁽⁷³⁾自民党はその政務調査会・国防部会・防衛政策検討小委員会が同月末「憲法第九条を改正し、自衛隊を軍隊と明確に位置付け（る）」ことを盛り込み、最後に「憲法改正は、二一世紀における新たな安全保障環境下でわが国の国家として取り組むべきものであり、わが党として今後の憲法改正論議で引き続き国民の意見をリードしていくことが必要である。」とまとめた。⁽⁷⁴⁾自民党の安倍晋三幹事は、四

月末に、ワシントン市内の保守系シンクタンクである「アメリカン・エンタープライズ公共政策研究所（A E I）」での英語講演「進化する日米関係」において、集団的自衛権の行使を認めない現行の憲法解釈について「国内向けの理由では世界には通用しない。政府の解釈はいろいろな面で限界にきている」と述べ、日米同盟の「双務性」を高めるため、集団的自衛権の行使を認める憲法改正が必要だと主張した⁽⁷⁵⁾。加えて、国会の両院の憲法調査会には議案提出権が認められていないため、自民党憲法調査会・内閣部会合同会議は、翌二〇〇四年四月二十七日、議案提出権のある「憲法委員会」を衆参両院に常任委員会として設置することを盛り込んだ国会法「改正」案の要綱案をまとめた⁽⁷⁶⁾。

また、二〇〇六年までに憲法改正案を策定する立場を表明している民主党は、党憲法調査会が「年内に新たな憲法提案を取りまとめる」「参議院選挙前に中間報告をまとめる」という方針を明らかにした⁽⁷⁷⁾。

さらに、公明党は、その議員のなかに憲法九条について第三項で自衛権と国際貢献を盛り込もうという意見が出始めており、それがまだ党の立場になったわけではないものの、加憲の立場が平和主義にも及びつつある⁽⁷⁸⁾。

参議院議員通常選挙（二〇〇四年七月）でも二一世紀臨調⁽⁷⁹⁾と経済同友会⁽⁸⁰⁾はマニフェスト選挙を仕掛けた。また同選挙の直前に日本商工会議所は、「憲法問題に関する懇談会」の第一回会合を開催し、この会合では、衆議院憲法調査会の中山太郎会長を招き、国会における審議の状況や論点について説明を受け、意見交換を行ったが、山口日商会頭は開会挨拶において、「かつては憲法改正という即戦争賛成というような改正反対論が多かったが、そうした声は小さくなった。改正について検討すべきではないかという声が国民大多數の意見になっている。各党とも改正について議論しており、商工会議所としても中小企業を含む国民大多數の望む憲法改正ができるよう意見を表明したい」と述べ、また、「改正のポイントとして、九条、公共の福祉の保護、教育問題の三点に言

及した⁽⁸¹⁾。

選挙直前の六月に自民党はパンフレット『憲法改正のポイント』を発行し、党憲法改正プロジェクトチームが『論点整理』（六月一〇日）を、公明党憲法調査会は『論点整理』（六月一七日）を、民主党憲法調査会は『創憲に向けて、憲法提言 中間報告』（六月二二日）を、それぞれ発表した⁽⁸²⁾。

自民党の『論点整理』は、その議論が「『新憲法を制定すべきである』という方向性を示すものとなった」などとして、同党が「志向するあるべき新憲法の全体像を示す」ものであった。その「総論」は「新憲法制定に当たっての基本的考え方」として「新憲法が目指すべき国家像」Ⅱ「品格ある国家」、「二二世紀にふさわしい憲法のあり方」（「新たに直面することとなった課題に的確に対応するもの」、「家族や共同体が、『公共』の基本をなす」こと）、「わが国の憲法として守るべき価値」（「歴史、伝統、文化に根ざしたわが国固有の価値」Ⅱ「国柄」、「日本人が元来有してきた道徳心など健全な常識に基づいたもの」）を、また「主要分野における重要方針」（「安全保障の分野、基本的人権の分野、統治機構の分野」）を、さらに「今後の議論の方向性」（「国民の利益ひいては国益を守り、増進させるために公私の役割分担を定め、国家と国民とが協力し合いながら共生社会をつくることを定めるルール」としての憲法の側面のアピール）を明記していた。

その「各論」は、「前文」では「一國平和主義」の誤りを正すとともに国を挙げて国際平和を推し進める姿勢を強調するなどを、「天皇」では天皇の祭祀等の行為を「公的行為」と位置づける明文規定を置くべきであるなどを、「安全保障」では自衛のための戦力の保持を明記する、個別的・集団的自衛権の行使に関する規定を盛り込むべきであるなどを、「国民の権利及び義務」では「新しい権利」として環境権・情報開示請求権・プライバシー権・犯罪被害者の権利に関する規定などを、「公共の責務（義務）」として公共的な責務・家族を扶助する義

務・国の防衛及び非常事態における国民の協力義務の規定を、「見直すべき規定」として政教分離規定、公共の福祉、婚姻・家族における両性平等規定、社会権規定を、それぞれ明記していた。また「国会及び内閣」では議事の定足数の削除、国務大臣の国会への出席義務の緩和、閣議における内閣総理大臣のリーダーシップなどを、「司法」では憲法裁判所制度あるいは最高裁判所の改組の検討、最高裁判官の国民審査制度の廃止、裁判官の身分保障のあり方の見直し、裁判の迅速化を、「財政」では憲法八九条の書き直しなどを、「地方自治」では道州制を含めた新しい地方自治のあり方を、「改正」では憲法改正要件の緩和を、「最高法規及び補足」では国民の憲法尊重擁護義務を含めることなどを、「その他」では領土の明記や国旗・国歌に関する規定を、それぞれ明記していた。⁽⁸⁴⁾

民主党の『中間報告』は、「国家主権を、一つは地域に、もう一つは地球規模のネットワークに移譲することを核に、二一世紀の国家像を描くことを基本としている」⁽⁸⁵⁾と説明し、「グローバル化・情報化の中の新しい憲法のかたちをめざして」いた。具体的には、「統治機構」では分権国家、首相主導の議院内閣制の確立、参議院の役割の大幅な見直し、政党法の制定、憲法改正手続きの見直しを、「人権保障」では新しい人権、独立した第三者機関としての人権委員会の設置などを、「地方分権」では自治体の立法権限の強化、財政自治権・課税自主権・新たな財政調整制度の確立を、「国際・安全保障」では国連の集団安全保障活動、国連憲章上の「制約された自衛権」を、それぞれ明記していた。⁽⁸⁶⁾

他方、公明党の『論点整理』は、日本国憲法の条章に沿って、「前文」「天皇」「戦争の放棄」「国民の権利及び義務」「国会」「内閣」「司法」「財政」「地方自治」「改正」「最高法規」で構成されており、改憲を主張する意見も紹介されているものの、その意見は「加憲」の立場からのものとどまっていた。⁽⁸⁷⁾

4 二〇〇四年七月参議院議員通常選挙から最終報告書直前までの各党の対応

財界の改憲論議は参議院議員通常選挙後ますます活発化した。まず、二〇〇四年七月下旬には、日本経済調査協議会（日経調）⁽⁸⁸⁾の調査専門委員会「葛西委員会」（委員長・葛西敬之・東海旅客鉄道会長）が提言『憲法問題を解く』を発表し、同年一月には、経済同友会が『イラク問題研究会意見書』を発表し、⁽⁹⁰⁾同年一月、日本・東京商工会議所が『憲法改正についての意見』中間とりまとめ』を発表した。⁽⁹¹⁾

特に、日本経団連は、従来憲法問題に積極的な提言を発表してこなかったが、奥田碩会長が参議院議員通常選挙（二〇〇四年七月）を前に雑誌で「憲法改正」発言をして以降活発に提言し始めた。二〇〇五年一月に提言『わが国の基本問題を考える』を発表し、⁽⁹³⁾最終報告書の提出直前には、政治献金の「斡旋」を受ける自民党と、「政権準備政党」を表明した民主党を、それぞれ別々に呼びつけて、改憲を含め政策実現を迫っている。⁽⁹⁵⁾

また、小泉首相が「我が国の安全保障と防衛力の在り方について、幅広い視点から、総合的な検討を行う」ために設けた「安全保障と防衛力に関する懇談会」（座長 荒木浩・東京電力顧問）は、二〇〇四年一〇月に報告書をまとめた。その報告書は、自衛隊の付随的任務として位置付けられてきた「国際平和協力活動」を「本来任務と位置付けるべきである」などと提言するとともに、「更に検討を進めるべき課題」として集団的自衛権につき「政府においては、集団的自衛権の行使に関連して議論されるような活動のうち、わが国としてどのような必要性が高いのか、現行憲法の枠内でそれらがどこまで許容されるのか等を明らかにするよう議論を深め、早期に整備すべきである。」と付記していた。⁽⁹⁶⁾

自民党は、二〇〇四年一月に、「個別的又は集団的自衛権を行使するための最小限度の戦力を保持する組織」として「自衛軍を設置」し、自衛軍による武力行使を認めるなど憲法全体を見直す『憲法改正草案大綱（たたき

台』を発表した。⁽⁹⁷⁾これについては、その後、陸上自衛隊の幕僚の幹部が、軍隊の設置や集団的自衛権行使の容認、国民の国防義務などを盛り込んだ憲法改正案を自民党の中谷元・憲法改正案起草委員長（元防衛庁長官）に提出していたことが発覚した。⁽⁹⁸⁾同大綱は撤回されることになるが、これが原因ではなく、大綱の内容について同党の参議院議員が参議院軽視であると反発したからであった。そこで、自民党は、同年一月中旬に、党総務部において小泉総裁を本部長とする「新憲法制定推進本部」及び同本部の下に「新憲法起草委員会」（委員長・森喜朗前首相）を新設して、党内の改憲論議を出直すことになった。

そして、第七一回自民党大会（二〇〇五年一月一八日）において、「わが党は、本年一一月の党憲法草案策定に向けて国民運動を展開し、党員をはじめ国民各界各層の意見を取り入れた形の立党五〇年自民党憲法草案を策定する。」という運動方針を採択した。⁽⁹⁹⁾二〇〇五年一月二四日、自民党本部で新憲法起草委員会の初会合を開き、テーマ別に設置する計一〇の小委員会を三月までに報告書を作成、四月末までに委員長試案を策定する方針を了承した。⁽¹⁰⁰⁾そして、三月中旬に、新憲法起草委員会は『中間報告（未定稿）』を作成し、⁽¹⁰¹⁾二〇〇五年四月上旬には各小委員会要綱をまとめた。⁽¹⁰²⁾

後者の『新憲法起草委員会各小委員会要綱』は、「前文に関する小委員会」、「天皇に関する小委員会」、「安全保障及び非常事態に関する小委員会」、「国民の権利及び義務に関する小委員会」、「国会に関する小委員会」、「内閣に関する小委員会」、「司法に関する小委員会」、「財政に関する小委員会」、「地方自治に関する小委員会」、「改正及び最高法規に関する小委員会」の各「要綱」で構成されていた。

二〇〇四年一二月三日に自民党と公明党は憲法改正のための法整備のうち「憲法改正国民投票法案」の骨子について了承した。⁽¹⁰³⁾

5 衆参両院の各憲法調査会の最終報告書（二〇〇五年四月）とそれに対する各党の対応

衆参の各憲法調査会は、二〇〇五年四月一日と同月二〇日に最終報告書をそれぞれ各議長（河野洋平、扇景）に提出した。⁽¹⁰⁴⁾

衆議院の最終報告書は、その第三章において「憲法調査会における議論」をまとめており、その第一節「あらまし」の第二款「日本国憲法の各条章に関する意見」と第三節「日本国憲法の各条章に関する意見」は、「総論的事項」「前文」「天皇」「安全保障及び国際協力」「国民の権利及び義務」「政治部門」「司法制度」「財政」「地方自治」「憲法改正」「最高法規」「直接民主制」「非常事態」とされていた。

そこにおいて委員の間で「意見が分かれた」ものとしては、例えば、「九六条の改正手続の要件に関しては、主として、その要件を緩和することの是非について議論が行われ、この点については、意見が分かれた。」と意見が並列にまとめられているもの、あるいはまた「自衛権及び自衛隊について何らかの憲法上の措置をとること

を否定しない意見が多く述べられた。」と多数意見がまとめられているものなどがあった。⁽¹⁰⁵⁾ 自民党、民主党、公明党の意見というよりも、三政党の委員の意見が大いに反映されたものであった。

他方、参議院の最終報告書は、その第三部において「主な論点及びこれに関する各党・各議員の意見」がまとめられており、「総論」「憲法前文」「国民主権」「天皇」「基本的人権」「国会」「二院制と参議院の在り方」「内閣」「財政」「地方自治」「改正、最高法規」で構成されていた。そこでの意見のまとめ方としては、①「五党（自民、民主、公明、共産、社民）で意見が一致している意見」または「党又は党内の一部に若干の異論がある認識」は「共通またはおおむね共通の認識を得られたもの」として「太線のアンダーラインを付し」、②「自民、民主、公明の三党がおおむね一致した意見」は「すう勢である意見」として「四角囲み・黒字白抜き文字で記載し」、

③「自民、民主、公明の三党の間においても意見が一致しなかったもののうち、主要なもの」は「主な論点のうち意見が分かれた主要なもの」として「細線のアンダーラインを付している」。その上で、第四部の「まとめ」で、①は「三大基本原則（国民主権、基本的人権の尊重、平和主義）」の「維持」など三三点あり、②は「新しい人権の憲法上の明記」を主張する意見など六点あり、③は「前文の理念・内容」など二〇点（後述）あったことがそれぞれ列挙して説明されており、委員の意見というよりも政党の意見でまとめられていた。

いずれにせよ、両報告書では改憲論としての意見がまとめられている。これは憲法調査会の「調査」権限を超えたものではあり、それは改憲論、創憲論、加憲論の意見であった。

この点に関し衆議院憲法調査会の報告書の「まえがき」で、会長の中山太郎は「総計四五〇時間を超える精神的な調査を行ってきた」などと、自民党の筆頭幹事の船田元は、報告書に「現行憲法に新たな規定を設けたり、修正すべきとする意見を幅広く記載している点」を「大いに評価されます」などと、民主党・無所属クラブの枝野幸雄は「現行憲法典の条項にとらわれることなく、二一世紀の日本のあるべき姿について広範な議論がなされたことは、憲法問題という観点にとどまらず、わが国の議会史にも例のない画期的な成果であった」などと、それぞれ記している。⁽¹⁰⁷⁾

これに対して、共産党の山口富男は「憲法調査会にはつねに改憲の動きがもちこまれ、……目的と正確に相応しい五年間とはならなかった。」「本報告書は、こうした調査の経緯と結果を反映したものではない。それどころか、憲法調査会規程をも逸脱した、憲法改定にむけた論点整理の『報告書』となっているのである。」などと、社民党の土井たか子は「最終報告書が作成されたことに断じて反対であり、憤りを持って遺憾の意を表明する」と、それぞれ記している。⁽¹⁰⁸⁾

少し気になるのは、憲法の全面改正ではなく一部改正にとどめようとしている加憲論の公明党の赤松正雄の「まえがき」である。「この調査会はあらかじめ憲法を改めようとの狙いを持ったものではなく、あくまでもその実施がどのようになされているかを点検するものでありました」が、「現実に調査会の場で行われた議論では『明文の改正すべき』……」などの意見が出され、それが報告書に記載されたことについては、「公明党としても異論なしとしません。」と記しながらも、「ただ、私は数多い意見を羅列するだけでは、最終報告書の名に値せず、その際に一定の基準をもって整理をしてまとめることはやむを得ず、おおむね穏当なものではないかと思えます」と記しているからである。ちなみに、憲法調査会座長の太田昭宏は「この意見が多かった少なかつたということには、あまりこだわらるべきではない」と、公明新聞の「主張」は「意見の多寡を絶対視する必要はもちろぬない」と、それぞれ主張している。

6 改憲政党・議員の足並みの乱れ

両報告書が示唆しているように、両院で保守二大政党制化が進む中、憲法調査会で改憲政党が圧倒的に多数を占めるようになってきている。憲法調査会の活動中に民主党は論憲から創憲へ、公明党は論憲から加憲へとそれぞれ改憲にシフトし、非護憲政党から改憲政党へと変わった。また、憲法調査会の活動期間には、改憲勢力が求める従来の「専守防衛」の枠を超えた違憲の法整備、すなわち、国連平和維持活動（PKO）等協力法（一九九二年六月成立）につき平和維持隊（PKF）を凍結解除などした「改正」案が成立（二〇〇一年二月）し、広義の有事法制としては、周辺事態法などの新ガイドライン関連法（一九九九年五月）の「不備」を補うためにアメリカの報復戦争を支援するテロ対策特別措置法（二〇〇一年一〇月）及びその「改正」案（二〇〇三年一〇月）、

「イラク復興支援」特別措置法（二〇〇三年七月）が成立し、狭義の有事法制としては、武力攻撃事態法などの有事関連三法（二〇〇三年六月）、国民保護法などの有事関連七法（二〇〇四年六月）が成立している。改憲勢力の目標は、現行憲法の下で一步一步実現しているのである。

もつとも、明文改憲という点に注目すると、日本国憲法が硬性憲法であり、憲法改正手続きにおいて衆参各院での「三分の二以上」による発議と国民投票での「過半数」の賛成（第九六条）という要件を明記しているため、自ずと改憲勢力の足並みが乱れていることに目が行ってしまう。

より具体的には、第一に、各改憲政党内での議員の足並みが揃っていないことである。改憲論の自民党内にもこれまで「護憲」論者が存在して議員（それも首相経験者）同士で憲法問題につき意見が対立してきたが、今の自民党議員の間でも、また民主党議員の間でも意見はまとまっていない。例えば、衆議院憲法調査会の最終報告書が政党毎の意見でまとめられなかったのは同じ政党内で意見の相違があったことを意味している。また、今の改憲論の本質である「集団的自衛権の行使の是非」について衆議院憲法調査会ではそれを「認めることに肯定的な発言」は、自民党や民主党の委員から出ているのだが、それを「認めることに否定的又は慎重な発言」は共産党や社民党の委員からだけでなく自民党や民主党の委員からも出ている⁽¹⁴⁾。参議院憲法調査会では民主党の委員からは両方の立場の発言が出ていた⁽¹⁵⁾。

これは、一方では、衆議院議員の選挙制度が一九九四年の「政治改革」により小選挙区本位になるなどして、非護憲改憲勢力に有利な形で政界再編が強行され、改憲政党の過剰代表を生み出したため、今のように国会内に改憲勢力が圧倒的な地位を占めることになったわけであるが、他方では、それと同時に、改憲論の具体的な内容については党内に同床異夢の状態を生み出したもいたのである。

第二に、このような党内の足並みの乱れは、衆議院議員と参議院議員との足並みの乱れにもつながっている。例えば、改憲の方向性については、衆議院憲法調査会では、現在の自民党や民主党の委員から、前述したように、改憲論からも異論の出た「押し付け憲法」論から、今主流の論理である「現実に憲法を合わせる」論や「二一世紀の憲法」論・「この国のかたち」論まで幅広く展開されていたが、他に、小泉「構造改革」後の社会を統合するための「日本の伝統・文化」論も有力に主張されてきた。しかし、参議院憲法調査会では「日本の伝統・文化」論は復古的な手法のゆえにほとんど自民党の委員からしか主張されなかった。⁽¹⁵⁾

第三に、改憲政党である自民党、民主党、公明党の三党の足並みが揃っていないことである。例えば、改憲の方向性については、参議院憲法調査会において最終的に「自民、民主、公明の三党の間においても意見が一致しなかった」「主要なもの」は、「前文の理念・内容」「元首」「第九条第二項の改正の要否」「集団的自衛権を認めることの是非」「自衛隊の憲法上の明記」「国際貢献の憲法上の明記」「緊急・非常事態法制」「人権と公共の福祉の関係」「権利と義務」「外国人の参政権」「表現の自由」「政教分離」「内閣のあり方・機能強化」「首相公選制」「憲法裁判所制度」「私学助成の憲法上の明記」「会計検査院」「住民投票制」「道州制」「改正要件」の二〇点もあった。⁽¹⁶⁾

今の改憲論議は国家改造を目指しているがゆえに憲法の全面「改正」の様相を呈しているが、その方向性については具体的にはまだ改憲政党の間で足並みが乱れており、一つにまとまてはいない。それゆえ、マスコミの中には、「ひとつの案にまとめるのは至難の業だろう」と分析する社説もあり、また、憲法第九条の見直しと憲法改正要件の緩和という「緊急かつ必要なものに絞って、段階的な改憲を」と提案する社説もある。⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾

実は、日経調の「葛西委員会」は、すでに昨年七月末に、「まず憲法改正は、党派間の合意を形成する」という

作業から始めるべきである。…。まず党派間での合意を醸成して、憲法改正を『やってみる』ことがまず必要であり、その後さまさまな論点に関して、憲法改正の検討が行われ、十年に一度とか、それなりの頻度で改正がなされるといのが、好ましい状況であろう。」「そして『憲法問題』が生じた根源である、憲法九条の問題は避けて通れない。」として憲法第九条「改正」を先行するよう提言していた⁽¹¹⁹⁾。また、日本経団連も、すでに今年一月に、「当面、最も求められる改正は、現実との乖離が大きい第九条第二項（戦力の不保持）ならびに、今後の適切な改正のために必要な第九六条（憲法改正要件）の二点と考える。まず、これらの改正に着手し、あわせて、⁽¹²⁰⁾・・・これ以外の憲法上の論点について、議論を展開していく必要があるのではないだろうか。」と提言していた。

ちなみに、段階的改憲を意識してであろうか、憲法改正手続きを軟化させる改憲としては四つの立場があり、その第一は国会の賛成が過半数の場合には国民投票の途を残しながらも国会の賛成が絶対多数の場合には国民投票を経ずに改憲が成立する途を新設する立場⁽¹²¹⁾、第二は一定の案件に限定し国民投票を義務付ける立場⁽¹²²⁾、第三は国民投票の義務付けを維持した上で国会の発議の要件を緩和する立場⁽¹²³⁾、第四は国民の発議の途を新たに設ける立場⁽¹²⁴⁾である。

改憲論の最大の眼目である憲法第九条「改正」の具体的な内容についても、改憲政党の意見が完全に一つにまとまっておらず、中でも改憲の本命である「集団的自衛権の行使の是非」について、衆議院の憲法調査会では、「これを認めるべきであるとしつつその行使の限度に言及しない意見」、「これを認めるべきであるとしつつその行使に限度を設けるべきであるとする意見」、「これを認めるべきではないとする意見」に「ほぼ三分された」と⁽¹²⁵⁾いうし、参議院憲法調査会でも、「集団的自衛権を認めるかどうかについては、①認める、②認めない、③制限

的に認める、と立場が分かれた。さらに、集団的自衛権を認めるとする立場であっても、憲法で明記すべきか、憲法解釈により可能であるかについては、本憲法調査会において、意見の対立があった。」という。⁽¹²⁶⁾

また、注目すべきは公明党立場である。同党は「全てを見直せとの性急な『改憲』論」が「時代錯誤であり、非現実的である」⁽¹²⁷⁾とか、「復古的な明文改正に走るような浮わついた議論も厳に慎まねばならない」⁽¹²⁸⁾と暗に自民党の全面改憲論を批判し、与党内で意見の相違がある。

さらに注目すべきは、全面改正を主張する、与党第一党の自民党と野党第一党の民主党との憲法観の違いである。「憲法前文に書かれるべき理念・内容」について参議院憲法調査会では意見が一致せず、その最終報告書には、自民党の新憲法起草委員会が「現行憲法における日本の国土、自然、歴史、文化など国家の生成発展について記述し、このような国を愛し、…」などとまとめたと紹介された。⁽¹²⁹⁾また「憲法の役割について」衆議院憲法調査会では「近代立憲主義の理念に基づき、公権力の行使を制限する役割を重視する意見」と「国家目標の設定や国民の行為規範としての役割をも重視する意見」とがあり、このような違いが生じる「基因」は、「前文に我が国固有の価値を規定すべきか否か、国民の義務規定を増やすべきか否か、憲法遵守義務の名宛人に国民を追加すべきか否か等」であったようであるが、⁽¹³⁰⁾これまで発表されている両党の憲法観には両方の意見が入り込んでいるものの、強いて相対比較すると、民主党は前者の意見で、自民党は後者の意見のようである。⁽¹³¹⁾また、憲法第九条について言えば、岡田克也民主党代表は、参議院議員通常選挙直後の二〇〇四年七月二十九日にアメリカで、集団的自衛権の行使を「広く」認める立場を批判すると同時に、憲法を改正して国連安保理の明確な決議がある場合に「海外における武力行使」を可能にすべきであるとの立場を披露し、⁽¹³²⁾自民党の改憲論との違いを強調した。それゆえ、自民党（の積極改憲派議員ら）が独自の改憲論で突っ走れば突っ走るほど、民主党でも賛成できな

くなるという可能性が出てくる。民主党の党憲法調査会長の枝野幸男衆議院議員は、「いま想像できる範囲では、国会で三分の二を形成するためには与党と野党の第一党同士が協力して合意しなければならぬ。しかしそれが自己主張をすればするほど、合意から遠ざかっていく。」⁽¹³³⁾と述べているほどである。

四、最終報告書提出後における政党の対応

1 改憲の手続の法整備について

憲法調査会の設置直後には、自民党議員らから、調査期間を前倒しすべきとの意見、憲法調査会を恒常化すべきとの意見、あるいはまた憲法調査会に議案提出権を認めるべきとの意見が出ていたもの⁽¹³⁴⁾、結局、活動期間は五年三月月となり、申し合わせどおり議案提出権は認められなままであった。

ところが、改憲政党は調査活動の終了直前になって新たな形の策動を企てたのである。すなわち、憲法改正手続きの法整備につき、衆議院憲法調査会では、「憲法問題を取り扱う国会の常設機関について」及び「憲法改正手続法について」に関する「幹事会等」における「協議」の結果、「現在の衆議院憲法調査会の基本的な枠組みを維持しつつ、これに憲法改正手続法（日本国憲法九六条一項に定める国民投票等の手続に関する法律案）の起草及び審査権限を付与することが望ましいとする意見」⁽¹³⁵⁾が多数意見であり、また参議院憲法調査会では、「報告書を提出した後の憲法調査会の在り方、憲法調査機関の必要性と関連し、憲法調査会において憲法改正手続についても議論を続けるべきとの意見」⁽¹³⁶⁾が（多数意見ではないもの）出された。

この点につき、衆議院の報告書の「まえがき」では、自民党の筆頭幹事の船田元は「将来の憲法見直しに向けての議論の場を視野に入れつつ、まずは現在の調査会の枠組みを維持し、これに更なる憲法調査と国民投票法案

の起草ならびに審議権を付与することを強く願う」などと、民主党・無所属クラブの枝野幸男は「これまでの調査を生かしつつ、国民の皆さんと対話をしながら議論を深めていく上で、当調査会は今後も継続してその役割を担っていく必要があります。また、制定されていない憲法改正手続法制の整備を通じて、国民の皆さんに当事者としての意識を高めていただくことも重要です。」などと、公明党の赤松正雄は「今までの広範かつ総合的な調査から一歩進めて、…、どこをどう変えるか、それとも変えなくてもいいのかということ、枠組みは維持したうえで、名称は別にして、引き続き議論する場が必要であると考えます。その際に、憲法改正をめぐる国民投票の手続き法に限りて議決権を与えることが必要ではないかと思われまます。」などと、会長の中山太郎はこれらの意見と「全く認識を共有するものであると確信した次第である」と、それぞれ記していた。⁽¹³⁷⁾

これに対し、共産党の山口富男は「衆議院議長に報告書を提出したのは、静かにその幕を閉じるべきである。」と、社民党の土井たか子は「このテーマ自体が調査会の目的を明らかに逸脱しており、あくまでも『番外の議論』にすぎず、報告書に掲載することは許されることではない。」と、それぞれ記していた。⁽¹³⁸⁾

参議院の報告書では、全政党の立場が明記されているわけではないが、「調査会は存続すべきではない意見」として、共産党が「報告書を議長に提出して役割を終えれば、静かに幕を下ろすべき」と、社民党が「最終報告の後には、本調査会は解散」すべきとの意見がそれぞれ明記されていることから判断すると、「憲法調査会において議論を続けるべきとの意見」は、自民党、民主党、公明党の意見ではないとしても、それらの政党の議員（委員）から出されたことが推察されるのである。

このような意見は、「調査」の権限の枠を超えるものではないかと評される上に、「調査期間は、おおむね五年程度を旨とする」との申し合わせとの整合性も問われるだろう。

すでに与党（自民党と公明党）は憲法「改正」についても国民投票法案を策定しており、野党の民主党も二〇〇五年四月二五日の党憲法調査会の『民主党「憲法提言」の策定に向けて』の「補足資料」として、論点をまとめたものを発表している。⁽¹⁴¹⁾ それゆえ、最終報告書の提出後、衆参両院の憲法調査会を衣替えし、国民投票法案の提出権を持った機関を設置するための国会法「改正」案が五月中に提出されると報じられていた。⁽¹⁴²⁾

しかし、通常国会への法案提出は見送られた。「今国会中に、衆参両院の憲法調査会を「憲法常任委員会」に衣替えすべきだ。秋の臨時国会には、国民投票法案を提出し、早期成立を図る必要がある。」とする読売新聞社説（六月二七日）もあったが、⁽¹⁴³⁾ 両党の間には国民投票法案の内容について考え方に開きがあるうえに、民主党の憲法調査会（枝野幸男会長）は、六月二八日の幹部会で、与党側が打診している「憲法調査常任委員会」への移行案に反対する方針を確認しており、常任委員会ではなく「憲法調査会での審議を行うべきだ」との立場のようである。⁽¹⁴⁴⁾ したがって改憲の手続きにつき改憲勢力の足並みは今年九月の衆議院議員総選挙直前まではまだ揃ってはいなかったのである。⁽¹⁴⁵⁾

ところが、総選挙の結果、与党が三分の二以上の議席を獲得したため、衆議院に憲法特別委員会が設置されることになった。

2 改憲の中身についてのすり合わせについて

明文改憲の内容という実体の点について足並みが乱れている改憲政党の間で、その後、統一化のためのすり合わせが進んでいるのかと言え、必ずしも、そうではない。経済同友会は五月に立法府の構造改革としての二院制改革を、⁽¹⁴⁶⁾ 日本商工会議所は六月に憲法全体の改正についての意見を、⁽¹⁴⁷⁾ それぞれ発表しているが、民主党憲法調

査会は、最終報告書が提出された直後、「多様な角度から憲法を自由闊達に議論するために土台ができたとして受けとめている」ものの、「憲法をめぐる議論は、ようやく、国民的な議論に向けてスタート・ラインにたどり着いたに過ぎない。」「政党間の意見の隔たりはもとより、個々の議員間の温度差も依然として少なくない。」「今後さらに、…、論点そのものを再整理し、より具体的な憲法論議へと深めていく必要がある。本格的な議論はまさにこれからである。」などとして、「当面の課題として、憲法改正手続法制・国民投票法制の整備にとりかからなくてはならない。」と主張し、「憲法という国の重大事項に関して、与野党の壁を超えた国民的コンセンサスをいかに創り出していくかの、いわばテスト・ケースとしてこの問題を位置づけ、取り組んでゆく⁽¹⁴⁸⁾」としている。そして、民主党憲法調査会は、会長の枝野幸男が国民との「憲法対話」を進める方針を表明し、その総会で各小委員会報告を受けて意見交換を開始している⁽¹⁴⁹⁾。

それを意識した自民党は、東京都議会選挙が終わるまで改憲論議をストップさせていたが、同選挙直後に自民党新憲法起草委員会は、四月上旬の要綱案以上に「国民の行為規範」としての憲法観あるいは復古的憲法観の色彩を薄めた『要綱第一次素案』を発表した。しかしながら、同素案は、いまだに大日本帝国憲法の「歴史的意義を踏まえ⁽¹⁵⁰⁾」とか、「個人の権利には義務が伴い、自由には責任が当然伴う」ことを新憲法に言及するとか、「公共の福祉」を「公益及び公共の秩序」に置き換えそれが「国家の安全と社会秩序を維持する概念」として明確に記述するなどとしている⁽¹⁵¹⁾。これを条文化して八月一日に発表された『新憲法第一次案』では、復古的色彩が盛り込まれるかどうか注目される前文はまだまだまとめられてはおらず、また一見すると新憲法とは言えないくらい現行憲法をベースに部分的に「改正」するにとどまっているが、それでも現行憲法第一二条は「国民の責務」とされ「国民は、…、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないよう

に自由を享受し、権利を行使する責務を負う。」という文言が付加され、現行憲法第一三条等にある「公共の福祉」は「公益及び公の秩序」に書き換えられた。⁽¹⁵³⁾

自民党は一〇月一二日に『新憲法第二次案』を追加発表した。⁽¹⁵⁴⁾そして、ついに同月二八日、「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を有し、…」などと明記する「前文」を書き加えて『新憲法草案』を完成させ、公表した。⁽¹⁵⁵⁾

一方、総選挙の後、民主党の岡田代表は、敗北の責任をとって辞任し、新代表には改憲に積極的である前原誠司が新代表に選出された。⁽¹⁵⁶⁾また、民主党の米沢隆グループ「創憲会議」は、自民党の『新憲法草案』が決定された同じ日に、「国民は、国の安全と独立を守る責務を負う」などと規定した『憲法草案』を発表し、民主党内での巻き返しも起こっている。その結果、党憲法調査会は、その三日後に総会で、「国民の義務」ではなく「共同の責務」、より具体的には「国・企業その他の中間団体並びに家族やコミュニティ及び国民の『責務』」を明記し、それを今後より明確にする、などとする『憲法提言』を了承した。⁽¹⁵⁸⁾枝野会長は、この「提言」においては、「集団的自衛権をどうするかは、その幅の中にあり、決めていない。また、わが国が集団安全保障活動の武力行使を行うかどうかについても、結論を出してはいない」と説明した。⁽¹⁵⁹⁾「都道府県において、少なくともブロックごとに憲法についてのシンポジウム」を行いたいとも説明しており、それゆえ、民主党独自の新憲法の条文化のための作業は当面行われないようである。

3 国民の意識と護憲政党の対応

衆参両院憲法調査会の最終報告書議決直後、改憲の中身について改憲勢力のシナリオはスタートに戻っている

かのようにであった。その背景には、改憲政党間の足並みの乱れにとどまらず、国民の意識がある。共同通信社が実施した全国電話世論調査によると、改憲しようとする考え方に賛成している国民が六一・〇%あるものの、憲法第九条を「改正する必要がある」と答えた人が三一・三%にとどまった。⁽¹⁶⁰⁾ また、時事通信社が七月一七日にまとめた憲法改正に関する世論調査結果によると、衆・参両院の憲法調査会がそれぞれ公表した最終報告書の内容を「知らない」と答えた人が約八割に上ったという。⁽¹⁶¹⁾ 国民には、憲法改正の限界を超える新憲法を制定するという「革命的」気運が盛り上がっているわけではない。

むしろ、憲法擁護の運動は、従来の憲法改悪阻止の運動、護憲運動に加えて、著名人による「九条の会」⁽¹⁶²⁾ が設立されたことを初め専守防衛論者も巻き込んで新たな形で徐々に活発化している。

護憲政党の社民党は、三月上旬に全国連合常任幹事会で、『憲法をめぐる議論についての論点整理』を発表し、「前文と九条を変えて、戦争を否定した国から「戦争を肯定する国」へと変質させていくことに対し、党の総力を挙げて反対する。」と表明した。⁽¹⁶³⁾

また憲法改悪阻止の共産党は、衆参の憲法調査会が最終報告書を提出する直前に第三回中央委員会総会を開催し、「政治的雰囲気づくりの段階から、具体的な改憲案の策定をめざす新たな段階にすすもうとしている」として、「九条の会」の動きは、「日本国民のなかに、憲法改悪を許さない多数派結集にむけた条件と可能性がおおいに存在することをしめすものとして、きわめて重要である」として「広い保守の人々、無党派の人々をふくめて、草の根の組織を壮大な規模で発展させるために力をつくしたいと思います。」⁽¹⁶⁴⁾ などとしている。

総選挙における与党圧勝の下で、改憲三政党は、政局を睨みながら改憲内容と改憲手続きの内容についてすり合わせの議論をどう進めるのか、他方、護憲二政党は議会外政党の新社会党も含めて総選挙後どのように憲法運

動を拡大するのか、それぞれ注目される。⁽¹⁶⁵⁾

二〇〇五年八月一日脱稿。

同年一〇月二日初校。

(1) 憲法調査会における改憲論、政党の改憲論については、馬奈木敬太郎「憲法調査会における改憲論議」、彼谷環「政党の改憲論を診る」水島朝穂編著『改憲論を診る』法律文化社(二〇〇五年)九二頁以下、一一三頁以下。憲法調査会が設置された直後の政党の対応については、和田進「憲法調査会と政党の対応」『法律時報』七二巻五号(二〇〇〇年五月号)二〇頁以下を参照。

(2) 上脇博之「憲法『改正』論の本質——集团的自衛権行使「合憲化」を求める財界の動向を中心に——」『神戸学院法学』三四巻三号(二〇〇五年)一七七—二二二頁。

(3) 本稿は、上脇博之「憲法調査会における政党の対応」『法律時報』七七巻一〇号(二〇〇五年九月号)四二頁以下に加筆・修正を加えたものである。

(4) 政党が分裂(自由党が分裂し保守党が誕生)、合併(自由党が民主党と合併し民主党に)あるいはまた消滅している(保守新党)。ここでいう八党とは、自民党、民主党、公明党、自由党、共産党、社民党、二一世紀クラブ、保守党。参照、衆議院憲法調査会『衆議院憲法調査会報告書』(二〇〇五年四月一五日)六一—七頁。

(5) 財界の改憲論については、愛敬浩二「経済界の改憲論を診る」水島編著・前掲注(一)書、一五一頁以下、上脇・前掲注(二)論文、一七七—二二二頁。

(6) 自民党憲法調査会『中間報告』(憲法調査会委員による発言趣旨)一九九三年六月一六日。

- (7) 新進党憲法問題調査会『中間報告』（骨子）一九九六年二月二日。
- (8) 渡辺治「憲法調査会の歴史的位置」『法律時報』七二巻五号（二〇〇〇年）一〇頁「一三頁」。
- (9) 一九九四年の「政治改革」の事前、事後の展開については、上脇博之『政党助成法の憲法問題』日本評論社（一九九九年）二八頁以下を参照。
- (10) 経済同友会「新しい国家像を考える委員会」『新しい平和国家をめざして』一九九四年七月二六日。
- (11) 経済同友会『緊急提言 早急に取り組むべき我が国の安全保障上の四つの課題』一九九九年三月九日。近藤剛「経済界は憲法をどうみているか——外交・安全保障を中心に」『法学セミナー』五四八号（二〇〇〇年八月号）五三頁以下も参照。
- (12) 第三の申合せは「会長が会長代理を指名し、野党第一会派の幹事の中から選定する」であった。参照、参議院憲法調査会のHP。衆議院の「憲法調査会設置に関する申合せ」（一九九九年七月六日）の内容もこれと同じである（参照、「憲法調査会」に関する法規、申し合わせ）『月刊憲法運動』二八三号（一九九九年八月号）三頁「五頁」。
- (13) 衆参の憲法調査会の設置に至る経緯についての詳細は、衆議院憲法調査会『衆議院憲法調査会報告書』（二〇〇五年四月一五日）一頁、参議院憲法調査会『日本国憲法に関する調査報告書』（二〇〇五年四月二〇日）三―八頁のほか、森英樹「憲法論議にどう向き合うか——特集への序論的考察」、和田進「憲法調査会と政党の対応」『法律時報』七二巻五号（二〇〇〇年）五頁以下、二〇頁以下、前原清隆「憲法調査会設置の経緯と意味」『法学セミナー』五四五号（二〇〇〇年五月号）四八頁以下、同「動き始めた憲法調査会」『月刊憲法運動』二九〇号（二〇〇〇年五月号）二〇頁以下を参照。
- (14) その問題については、上脇博之「議会における政党政治」『法学セミナー』五九九号（二〇〇四年一月号）二六頁以下を参照。
- (15) 一九九六年四月一七日の「日米安保共同宣言」は、「アジア・太平洋地域」さらには「地球規模の問題についての

日米の協力」を宣言している。

(16) 一九九七年九月二三日に日米間で新ガイドライン(新日米防衛協力指針)が合意したが、そこでは、「日本周辺事態」を「地理的概念ではない」とされている。

(17) 日安保共同宣言及び新ガイドラインについては、浅井基文『ここが問題 新ガイドラインQ&A』青木書店(一九九七年)、森英樹・渡辺治・水島朝穂編『グローバル安保体制が動きだす』日本評論社(一九九八年)、水島朝穂

『この国は「国連の戦争」に参加するのか 新ガイドライン・周辺事態法批判』高文研(一九九九年)、などを参照。
(18) 村田尚紀「憲法調査会の法的問題」『法律時報』七二巻五号(二〇〇〇年)一五頁「二六頁」。村田は、それゆえ、

この度の両院に設置された憲法調査会が憲法に根拠がなく憲法の許容しないものであると批判する「一七頁」。

(19) 江橋崇「憲法調査会設置法——制定経過・内容・意義」『法学教室』一三三二号(二〇〇〇年一月号)二〇一—二二頁。

(20) 衆議院憲法調査会会長中山太郎「まえがき」・前掲注(13)報告書、iii頁。

(21) 衆議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、一六一—一七頁。

(22) 『第百四十九回国会・衆議院憲法調査会会議録』一号(二〇〇〇年八月三日)。

(23) 参照、衆議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、一四五—一四六頁

(24) 『毎日新聞』二〇〇二年一月二日。

(25) 衆議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、一七一—二四頁。

(26) 例えば、「憲法調査会 中央公聴会 九条改憲に抵抗強く」、「改憲」席はガラガラ 憲法調査会 まともに調査する気もなく」『しんぶん赤旗』二〇〇四年五月一日、同年五月二九日を参照。

(27) 『第一五五回国会・衆議院憲法調査会会議録』第二号(二〇〇二年一月一日)。

(28) 『第一六〇回国会・衆議院憲法調査会会議録』一号(二〇〇四年八月五日)、衆議院憲法調査会『衆議院憲法調

- 査会中間報告書』(二〇〇二年一月一日) 四四―四五頁。
- (29) 参議院憲法調査会・前掲注(13) 報告書、一九頁。
- (30) 参議院憲法調査会・前掲注(13) 報告書、一七―一八頁、二六―三五頁以下。
- (31) 参議院憲法調査会・前掲注(13) 報告書、一九頁。
- (32) 参議院憲法調査会・前掲注(13) 報告書、四五頁以下。
- (33) 『第一五五回国会・衆議院本会会議録』一五号(二〇〇二年一月二九日)、『第一六二回国会・衆議院本会議会議録』二二二号(二〇〇五年四月二六日)、『第一六二回国会・参議院本会議会議録』一九号(二〇〇五年四月二七日)。
- (34) 『読売新聞』一九九四年一月三日。なお、読売新聞社は、その後も、第二次改憲試案(『読売新聞』二〇〇〇年五月三日)及び第三次改憲試案「憲法改正二〇〇四年試案」(『読売新聞』二〇〇四年五月三日)を発表している。
- (35) 衆議院憲法調査会・前掲注(28) 報告書、一一九―一二二頁、一九八―二二七頁、参議院憲法調査会「発言要約一覧」(二〇〇五年四月) 五一―一頁。
- (36) 政党や財界などの改憲論については、渡辺治『憲法改正の争点』旬報社(二〇〇二年)、およびそれぞれのHPを参照。なお、改憲論の総合的検討を行った文献として、全国憲法研究会編『憲法改正問題』法律時報増刊(二〇〇五年)を参照のこと。
- (37) 日本経済新聞「次代へ活きる憲法に 自律型社会に対応を」二〇〇〇年五月三日。
- (38) 経済同友会・外交・安全保障委員会『平和と繁栄の二一世紀を目指して―新時代にふさわしい積極的な外交と安全保障政策の展開を』二〇〇一年四月二五日。
- (39) 経済同友会憲法問題調査会『憲法問題調査会活動報告』二〇〇二年四月二二日。
- (40) 「政治改革」を強引に推進してきた「民間政治臨調」が解散する前年の一九九八年に、幹事会が「現下の危機に

対する緊急提言」として、戦後憲法体制の包括的な検証にまで踏み込んだ、国の政治制度・基本法制のあり方に関する今世紀最後の国民的議論を展開する」という「決意」を表明する（民間政治臨調幹事会「現下の危機に対する緊急提言」一九九八年八月一三日）。この内容が、一九九九年の「二世紀臨調」結成にそのまま引き継がれた（「新しい日本をつくる国民会議」発足総会『新発足宣言』一九九九年七月二二日）。

(41) 二世紀臨調国の基本法制検討会議第一回中間報告（外交・安全保障部会編）『国の外交・安全保障・危機管理に関する基本法制上の課題』二世紀初頭における世界と日本』二〇〇二年二月二二日。

(42) 自由党日本一新推進本部国家基本問題に関する委員会『新しい憲法を創る基本方針』二〇〇〇年一月二四日。

(43) 自民党橋本派政策局・憲法問題に関する分科会『憲法改正案』二〇〇〇年一月二八日。

(44) 自民党・国防部会『提言 わが国の安全保障政策の確立と日米同盟——アジア・太平洋地域の平和と繁栄に向けて』二〇〇一年三月二三日。

(45) 民主党『安全保障基本政策』一九九九年六月二四日。

(46) 参照、民主党ニース・トビックス『「論憲の立場であらゆる問題を議論する」衆参両院の第一回「憲法調査会」』二〇〇〇年二月一六日。

(47) 民主党憲法調査会『民主党憲法調査会「中間報告」』二〇〇一年一月一八日。

(48) 川村俊夫「衆院憲法調査会の危険な曲がり角——『中間報告』のねらいを検証する」『月刊憲法運動』三二四号（二〇〇二年九月号）二頁「六七頁」。

(49) 民主党ニース・トビックス「党憲法調査会、二年半余の議論を集約した報告を了承」二〇〇二年七月二九日。

(50) 民主党ニース・トビックス「菅直人代表が就任 新役員体制が発足」二〇〇二年一月一三日。

(51) 憲法調査推進議員連盟「憲法改正国民投票法案」（二〇〇一年一月一六日総会了承）は「国会法の一部を改正する法律案要綱」と「日本国憲法改正国民投票法案要綱」とから構成されている。参照、『月刊憲法運動』三〇六号

- (二〇〇一年一月二月号)二五頁以下。これに対する批判としては、植村勝慶「憲法改正のための法整備がいま必要か?——憲法改正への危険な地ならし」『月刊憲法運動』三〇八号(二〇〇二年二月号)一四頁以下、隅野隆徳「憲法改正国民投票法案」の問題点」『月刊憲法運動』三二八号(二〇〇四年二月号)二頁以下。
- (52) 土井たか子『二十一世紀の平和構想——核も不信もないアジアを』二〇〇一年五月二日。
- (53) 「憲法を生かして民主日本の建設を」『日本共産党第三二回大会決議』二〇〇一年一月二四日。
- (54) 衆議院憲法調査会・前掲注(28)報告書への批判については、『月刊憲法運動』三一六号(二〇〇二年一月月号)における小林武、小沢隆一、高橋利安、塚田哲之、前原清隆、木下智史、倉持孝司、倉田原志、上脇博之の各論文、山内敏弘「衆議院憲法調査会中間報告書を批判する」『法律時報』七五卷一号(二〇〇三年)一頁以下を参照のこと。
- (55) 例えば、「平和憲法のもと適切、着実な国際貢献を果たします」第三回公明党全国大会(二〇〇〇年一月四日)
- (56) 「わが党の立場は、憲法の骨格をなす三原則や九条は変えることなく、憲法の精神を発展・強化するという観点から、環境権などを憲法に明記してはどうかという考え方だ」(「加憲」新しい人権」など明記し補強 三原則は不変 九条は堅持を」(公明党『デイリーニュース』二〇〇二年一月六日)。
- (57) 参照、「池田大作・名誉会長「提言」(要旨)『月刊憲法運動』二九九号(二〇〇一年三月号)二九頁以下。
- (58) 二一世紀臨調『政権公約(マニフェスト)』の導入にむけた公職選挙法改正に関する緊急提言』二〇〇三年九月四日、同『総選挙にむけての緊急アピール』すべての政党に訴える』二〇〇三年九月三日、同『有権者への提言』総選挙を意義あるものとするための三つの方法』二〇〇三年一月二〇日。参照、同『第二次小泉内閣に対する緊急提言』二〇〇三年二月四日。
- (59) 経済同友会『首相のリーダーシップの確立と政策本位の政治の実現を求めて』二〇〇二年一月二二日、同『小泉第二次改造内閣に求める』二〇〇三年九月二二日。なお、財界の働きかけと各党のマニフェスト作りの経過については、西尾勝・飯尾潤「検証・〇三秋、マニフェストはこう作られた」『中央公論』二〇〇四年五月号一一四頁以下。

- (60) 経済同友会憲法問題調査会『憲法問題調査会意見書・自立した個人、自立した国たるために』二〇〇三年四月二一日。
- (61) 自由民主党政務調査会・憲法調査会・憲法改正プロジェクトチーム『安全保障についての要綱案』二〇〇三年七月二四日。これについては、『月刊憲法運動』三二五号(二〇〇三年一月号)一三頁以下を参照。その批判については、隅野隆徳「軍事優先の自民党改憲要綱案」同・三頁以下を参照。
- (62) 小泉純一郎自民党総裁就任会見(二〇〇一年四月二四日)。
- (63) 二〇〇三年五月二〇日、参院有事法制特別委員会での小泉純一郎首相答弁。
- (64) 民主党ニュース・トピック「民主党マニフェスト第一次草案を発表」二〇〇三年九月一八日。
- (65) 参照、民主党ニュース・トピック「経済同友会とのマニフェスト意見交換会を開く」二〇〇三年一〇月一日、経済同友会「代表幹事の発言 記者会見発言要旨」二〇〇三年一〇月七日。
- (66) 参照、民主党ニュース・トピック「合併党大会」菅代表がマニフェストを発表」二〇〇三年一〇月五日。
- (67) 『国民主権』『基本的人権の尊重』『平和主義』という憲法の三つの基本理念を踏まえつつ、基本的人権の多様化、国際協調の必要性といった時代の要請にも即した憲法論議を積極的にすすめます。憲法を『不磨の大典』とすることなく、またその時々都合のよい憲法解釈を編み出すのではなく、憲法が国民と国の基本的規範であることをしっかりと踏まえ、国民的な憲法論議を起こし、国民合意のもとで『論憲』から『創憲』へと発展させます。』(民主党ビジョン)
- (68) 民主党ニュース・トピック「菅・小沢合同会見でマニフェスト完全版を発表」二〇〇三年一〇月一七日。なお、民主党は、マニフェストの項目を選挙期間中に追加している(民主党ニュース・トピック「民主党マニフェストの追加項目を決定・発表」二〇〇三年一〇月三一日)。
- (69) 米国防大学国家戦略研究所(INSS)特別報告『合衆国と日本——成熟したパートナーシップに向けて』二〇〇

〇〇年一〇月一日。

(70) リチャード・アーミテージ「緊急発言・憲法九条は日米同盟の邪魔者だ」『文藝春秋』二〇〇四年三月号一二八頁「一三一—一三二頁」。

(71) 『しんぶん赤旗』二〇〇三年一月二四日。

(72) 「自民党憲法調査会の憲法改正プロジェクトチーム（杉浦正健座長）は九日、憲法改正草案の策定に向け、前文の書き換えを柱とした報告書を同調査会に提出した。新しい前文には『健全な愛国心』を盛り込むほか、分かりやすい文章によって教育的効果を持たせることを打ち出した。同調査会は6月にまとめる憲法改正草案のたたき台にこうした考えを盛り込む。」「報告書は昨年一二月から今年三月三日まで八回開いた会合の議論を踏まえて作成された。『新たに前文に盛り込むべきだ』と結論づけたのは、健全な愛国心のほか、(1) 日本の歴史、伝統、文化、国柄(2) 日本が目指すべき方向と理念(3) 誤った平和主義、人権意識への戒め(4) 環境権、循環型社会の実現——など。現行憲法が明記している国民主権、基本的人権の尊重、平和主義はそのまま残す。」(『毎日新聞』二〇〇四年三月一日)。

(73) 『朝日新聞』二〇〇四年三月二六日。

(74) 自民党・政務調査会・国防部会・防衛政策検討小委員会『提言・新しい日本の防衛政策』——安全・安心な日本を目指して』二〇〇四年三月三〇日。

(75) 『朝日新聞』二〇〇四年四月三〇日夕刊。

(76) 『しんぶん赤旗』二〇〇四年四月二八日。

(77) 「民主党憲法調査会（仙谷由人会長）は四日午後、憲政記念館・憲法五〇年記念ホールで昨年一二月の総選挙後初めての総会を開き、年内に新たな憲法提案を取りまとめることを決めた。参議院選挙前には中間報告をまとめる。」
「今後、(1) 総論へ国のあり方、最高法規(2) 統治機構へ地方分権を除く(3) 人権保障へ人権を担保する制

度の検討などV(4)分権自治へ道州制を含むV(5)安保国際へ国連との関係、地域安保などV——の五つのテーマについてそれぞれ小委員会を設けて検討作業に入ることを決めた。」(民主党ニュース・トピックス「党憲法調査会、年内の憲法提案策定を確認」二〇〇四年二月四日)。

(78) 公明党『デイリーニュース』二〇〇四年一月二十九日。神崎代表発言。

(79) 新しい日本をつくる国民会議(二一世紀臨調)メッセージ「政治改革一〇年によせて——政治改革から政権公約へ」二〇〇四年一月二十九日、同「参議院議員選挙のあり方に関する我々の見解——政権公約(マニフェストと参議院議員選挙の位置づけ)二〇〇四年四月七日、同「今こそ政権公約の達成度を見極めよ」『中央公論』二〇〇四年五月号一〇五頁「一〇五頁、一〇九頁以下」。後者の論文において、五月二二日に「第一回政権公約(マニフェスト)検証大会」を開催することを公表していた(一一三頁)は、同大会はHP(<http://www.seci.jp/>)で見ることができる。

なお、「衆参両院制度の見直し」が「憲法改正に向けて真剣に議論されるべき重要事項の一つである」とも言う(一一二頁)。

(80) 経済同友会「政治の将来ビジョンを考える委員会」意見書『政治の将来ビジョンを考える委員会意見書』さらなる政治改革の推進を——マニフェスト・サイクルを根付かせるために——二〇〇四年三月一五日。

(81) 日本商工会議所「会議所ニュース」二〇〇四年七月七日。

(82) 自民党「憲法改正のポイント——憲法改正に向けての主な論点——」(二〇〇四年六月)。これについては、『月刊憲法運動』三三三三号(二〇〇四年八月号)二五頁以下を参照のこと。

(83) 自民党政務調査会・憲法調査会・憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」(二〇〇四年六月一〇日)、民主党憲法調査会『創憲に向けて、憲法提言 中間報告』(同年同月二二日)、公明党憲法調査会『論点整理』(同年同月一七日)とその批判については、『月刊憲法運動』三三三三号(二〇〇四年八月号)における塚田哲之、吉田健一、植松健一、各論文、愛敬浩二「平和主義・立憲主義から遠ざかる改憲案 自公民の改憲(案)を読む」『前衛』七八一号

- (84) 二〇〇四年九月号) 七八頁以下、を参照のこと。
- (84) 自民党政務調査会ほか・前掲注(83)。
- (85) 民主党ニュース・トピックス「党憲法調査会、「中間報告」まとめる」二〇〇四年六月二三日。
- (86) 民主党憲法調査会・前掲注(83)。
- (87) 『公明新聞』二〇〇四年六月一七日、同年同月一八日、同年同月一九日。
- (88) 日経調は、そのHPによると、「日本経済の発展に寄与することを主目的に、内外の経済・政治・社会・文化・教育・技術ならびに企業経営をはじめとする中長期の基本問題を幅広い視野に立って調査研究する機関として、一九六二年三月一三日、経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日本貿易会の経済界四団体の協賛を得て任意団体として設立されました(一九六七年八月三一日に社団法人格を取得)。」
- (89) 日本経済調査協議会(日経調)調査専門委員会「葛西委員会」提言『憲法問題を解く』(二〇〇四年七月二九日) 三〇頁。
- (90) 経済同友会イラク問題研究会『イラク問題研究会意見書——戦闘終了後の新たな安全確保・人道復興支援体制の構築に向けて——恒久法の制定と「日本型CIMIC」の創設』二〇〇四年一月二四日。
- (91) 日本・東京商工会議所「憲法問題に関する懇談会」『憲法改正についての意見』中間とりまとめ』二〇〇四年二月一七日。
- (92) 「日本人は何事も『トウ・レート』だ。変化への対応が遅すぎる。」「現在イラクに自衛隊を派遣するか否かで採めているが、これは典型的な例である。憲法改正問題も同様だ。大事な問題を先送りしているうちに、にっちもさっちも行かないような状況に見舞われる。」(奥田碩「緊急提言・この国を変える!」『文藝春秋』二〇〇四年一月号 九四頁「一〇〇一一〇一頁」)。
- (93) 日本経団連『わが国の基本問題を考える——これからの日本を展望して』二〇〇五年一月一八日。

- (94) 民主党ニュース・トピック「民主党は『政権準備政党』 岡田代表、会見で『脱・野党宣言』」二〇〇五年二月二二日。
- (95) 日本経団連『自由民主党と政策を語る会』二〇〇五年三月二九日、日本経団連『民主党と政策を語る会』二〇〇五年四月七日。民主党ニュース・トピックス「民主党『次の内閣』と経団連幹部が、『政策を語る会』で一同に会す」二〇〇五年四月七日も参照のこと。
- (96) 安全保障と防衛力に関する懇談会『安全保障と防衛力に関する懇談会報告書——未来への安全保障・防衛力ビジョン』二〇〇四年一〇月四日。
- (97) 自民党『憲法改正草案大綱(たたき台)——「己も他もしあわせ」になるための「共生憲法」を指して』二〇〇四年一一月一七日。『月刊憲法運動』三三七号(二〇〇五年一月号)一九頁以下も参照。これへの批判については、渡辺治「『自民党・憲法改正草案大綱』は何を狙うか」『前衛』七八七号(二〇〇五年二月号)五二頁以下、隅野隆徳「自民党『憲法改正草案大綱』の危険性(上)(下)」『月刊憲法運動』三三七号(二〇〇五年一月号)一二頁以下、三三八号(同年二月号)二頁以下、小沢隆一「自民党・憲法改正草案大綱(たたき台)を叩く」九条の会『自民党改憲案の検討 九条と「戦争する国」 九条の会憲法学習会講演記録』(二〇〇五年)四頁以下を参照。
- (98) 『北日本新聞』二〇〇四年一二月五日。
- (99) 第七一回自民党大会『平成一七年党運動方針——立党五〇年 新たな挑戦が始まる——』二〇〇五年一月一八日。
- (100) 「草案策定に向けて始動 新憲法起草委員会が初会合」『デイリー自民』二〇〇五年一月二四日、『共同通信』二〇〇五年一月二四日。
- (101) 『自民党新憲法起草委員会中間報告(未定稿)』二〇〇五年三月。これについては独自に入手済み。
- (102) 『新憲法起草委員会各小委員会要綱』は独自に入手済みである。その要旨については、『朝日新聞』二〇〇五年四月五日。

- (103) ただし、具体的な成立時期は合意文書に明記されず、また、憲法改正案を審議する委員会の設置については引き続き検討することになったようである。参照、「与党合意した『憲法改正国民投票法案』（骨子）白浜一良・党憲法調査会副座長に聞く 憲法に定める改正の手続を法整備 直ちに「憲法改正」ではない」『公明新聞』二〇〇四年二月二四日。
- (104) 衆議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、参議院憲法調査会・前掲注(13)報告書。これを批判的に検討したものと
して、『月刊憲法運動』三四〇号(二〇〇五年五月特別号)を参照。
- (105) 衆議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、一三四頁、二四九頁、三〇三頁。四四五頁も参照。
- (106) 参議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、一二五―一二三三頁。
- (107) 「まえがき」衆議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、i頁、xi頁、xii頁、
- (108) 「まえがき」衆議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、xvii頁、xviii頁、xx頁。
- (109) 「まえがき」衆議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、xv頁。
- (110) 「衆参調査会が最終報告 未来志向の憲法論議を 等憲法調査会 太田昭宏座長に聞く」『公明新聞』二〇〇五年五月二日。
- (111) 「主張・『憲法』報告書 国民への論点提示に意義『憲法とは何か』の議論が不可欠」『公明新聞』二〇〇五年四月二六日。
- (112) 中曽根康弘・宮沢喜一「憲法大論争 改憲 vs 護憲」朝日新聞社(二〇〇〇年)。
- (113) 衆議院憲法調査会・前掲注(28)報告書、二九七―二九九頁。
- (114) 参議院憲法調査会・前掲注(35)一覽、五三―五四頁。
- (115) 衆議院憲法調査会・前掲注(28)報告書、一二二頁、二〇一―二〇二頁、参議院憲法調査会・前掲注(35)一覽、一二頁。

- (116) 参議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、二三一―二三三頁。
- (117) 「社説・改憲論議を考える 世直し気分と歴史の重さ」『朝日新聞』二〇〇五年五月三日。
- (118) 「憲法記念日『不磨の大典』に風穴を まず九条と改正条件の緩和」『産経新聞』二〇〇五年五月三日。
- (119) 日本経済調査協議会(日経調)調査専門委員会「葛西委員会」提言「憲法問題を解く」(二〇〇四年七月二九日) 四七頁「補論」。
- (120) 日本経団連「わが国の日本問題を考える——これからの日本を展望して」二〇〇五年一月一八日。
- (121) 読売新聞の第一次憲法改正試案(一九九四年五月三日)及び第三次憲法改正試案(二〇〇四年五月三日)は、「各議院の在籍議員の三分の二以上の出席により、出席議員の過半数の賛成で議決」した場合には、この国会の発議に対して国民投票で「有効投票の過半数の賛成」で改憲が成立し、「各議院の在籍議員の三分の二以上の出席で、出席議員の三分の二以上の賛成」で改憲が成立するとしている。また、自民党政務調査会ほか・前掲注(83)は、次のように考えている。「現憲法の改正要件は、比較憲法的に見てもかなり厳格であり、これが、時代の趨勢にあった憲法改正を妨げる一因になっていると思われる。したがって、例えば、憲法改正の発議の要件である『各議院の総議員の三分の二以上の賛成』を『各議院の総議員の過半数』とし、あるいは各議院において総議員の三分の二以上の賛成が得られた場合には、国民投票を要しないものとする等の緩和策を講ずる(そのような憲法改正を行う)べきではないか」。
- (122) 民主党憲法調査会・前掲注(83)は、次のように考えている。「硬性憲法の実質を維持しつつも、より柔軟な改正を可能とするために、改正事項によつては、各議院の三分の二以上の賛成があれば、国民投票を経ずとも憲法改正を可能とする、ただし、主権の移譲など重要な改正案件に限定して国民投票を義務付け、その場合、有効投票の過半数の賛成を条件とする、など改正手続きを見直す」。また、自民党・前掲注(97)は、第一章「総則」、第二章「象徴天皇制」、第三章「基本的な権利・自由及び責務」、第四章「平和主義及び国際協調」、第五章「統治の基本機構」、第六

章「財政」、第七章「地方自治」、第八章「国家緊急事態及び自衛軍」、第九章「改正」とし、第一章から第四章及び第九章の規定の改正の場合には、「各議院の総議員の過半数の賛成」で「国会が憲法改正案を可決し」、国民投票に付し、その「有効投票総数の過半数による承認」を経れば、憲法改正が成立するが、それら以外の章（第五章から第八章）の規定は、「各議院の総議員の三分の二以上の賛成」で「憲法改正案を可決する」。

(123) 日本商工会議所『憲法問題に関する懇談会報告書——憲法改正についての意見』（二〇〇五年六月一六日）は、「憲法改正に関する現行第九六条の条件について」「改正発議要件を（総議員三分の二から過半数の賛成に）緩和すべきである。」と提言し、自民党新憲法起草委員会『新憲法起草委員会・要綱第一次素案』（二〇〇五年七月七日）は、「国会による発議の要件については、『各議院の総議員の過半数の賛成』に緩和する。」「現行上、憲法改正には必ず国民投票を行わなければならないとされている点（強制的国民投票制）については、これを維持する。」と考えており、それを条文化した自民党「新憲法第一次案」（二〇〇五年八月一日）は、「この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と規定しようとしている。

(124) 経済同友会憲法問題調査会・前掲注(60)意見書は、「現在の憲法改正手続を見直し、必要に応じて緩和すること、一定の条件の下、国民の側からの改正の発議を認めること等の改革を進めることが必要だろう。」と提言していた。

(125) 衆議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、二二三—二三四頁、三〇八頁。

(126) 参議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、七六頁、二二一頁。

(127) 「公明党が憲法記念日アピール 未来志向で、国民と共に真摯な憲法論議を」『公明新聞』二〇〇五年五月三日。

(128) 「主張・憲法記念日『変わる世界』視野に議論を『加憲』で幅広い国民合意めざそう」『公明新聞』二〇〇五年五月三日。

- (129) 参議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、五三一―五四頁。
- (130) 衆議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、一三三〇頁。
- (131) 民主党『創憲に向けて、憲法提言 中間報告』(二〇〇四年六月二三日)は次のように言う。「新しいタイプの憲法は、何よりもまず、日本国民の意思を表明し、世界に対して国のあり方を示す一種の「宣言」としての意味合いを強く持つものでなければならぬ。そのことを通じて、これを国民と国家の強い規範として、国民一人ひとりがどのような価値を基本に行動をとるべきなのかを示すものであることが望ましいと考える。」それゆえ、民主党の憲法観にも憲法が国民の行為規範でもあるという考えが反映しているが、それは、自民党のものに比べると、まだ抽象的なものにとどまっている。
- (132) 岡田克也(米国ワシントンにおける講演)「新しい日本と二一世紀の日米関係」二〇〇四年七月二九日。もっとも、民主党は日米安保条約廃棄の立場にないので(「民主党安全保障基本政策」一九九九年六月二四日)、この発言は、少なくとも同条約が認めている「日本国の施政の下にある領域」(第五条)という範囲内で集団的自衛権の行使を「狭く」認める立場であると理解される(なお、民主党憲法調査会会長枝野幸男「独立自主張では進まぬ」『毎日新聞』二〇〇五年五月三日も参照のこと)。そのほば一ヶ月後の八月末に同党代表に無投票再選されたときの「公約」でも、岡田代表は、一〇年後の日本の近未来を、国連決議の下で自衛隊を多国籍軍に派遣し武力行使していると描いていた(岡田克也「二〇一五年、日本復活ビジョン」二〇〇四年八月二四日)。
- (133) 枝野幸男「自民党こそ究極の護憲政党だ」『論座』二〇〇五年四月号一〇六頁「一〇七頁」。
- (134) 衆議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、一三一―一三二頁。
- (135) 衆議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、四六七頁。
- (136) 参議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、二二〇頁。
- (137) 「まえがき」衆議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、vii頁、xii頁、xi v頁、x vi頁。

- (138) 「まえがき」衆議院憲法調査会・前掲注(13)報告書、x viii頁、x x頁。
- (139) 参議院憲法調査会『日本国憲法に関する調査報告書』(二〇〇五年四月二〇日)一二二頁。
- (140) 憲法「改正」のために与党が目論んでいる国民投票法案については、「資料・憲法『改正』国民投票法案」「憲法運動」三三九号(二〇〇五年三月号)二四頁以下、「自民・公明両党憲法改正国民投票法案骨子」「しんぶん赤旗」二〇〇五年三月二七日を参照のこと。
- (141) 『憲法改正国民投票法制に係る論点取りまとめ案(党憲調役員会案)』二〇〇五年四月二五日民主党憲法調査会総会提出資料。これは独自に入手済みである。なお、民主党の国民投票法案には比較的民主的な「提案」に加えて、与党案に近い「他に選択しうる案」があり、民主党が与党案に妥協する余地を内包している。
- (142) 『日本経済新聞』二〇〇五年五月三日。
- (143) 「社説・「国民投票法案」国会はまだ不作為を続けるのか」『読売新聞』二〇〇五年六月二七日。
- (144) 「常任委移行案に反対確認 民主、ポスト憲法調査会で」『共同通信』二〇〇五年六月二八日。
- (145) 憲法改正のための国民投票法案など法整備に対する批判については、「特集・改憲のための『国民投票法案』に反対」『法と民主主義』三九九号(二〇〇五年六月号)における小沢隆一、瀬野俊之、三輪隆の各論文を参照。
- (146) 経済同友会二〇〇四年度政治の将来ビジョンを考える委員会『わが国「二院制」の改革——憲法改正による立法府の構造改革を』二〇〇五年五月二〇日。
- (147) 日本商工会議所・前掲注(123)報告書。
- (148) 民主党憲法調査会『民主党「憲法提言」の策定に向けて』二〇〇五年四月二五日。
- (149) 民主党ニュース・トピックス「談話・憲法記念日にあたって」二〇〇五年五月三日。
- (150) 民主党ニュース・トピックス「人権保障小委員会報告を受け意見交換、党憲法調査会総会を開く」二〇〇五年六月七日、同「当の憲法調査会総会にて、統治機構と地方分権を討議」同年同月一四日。なお、民主党の岡田克也代表

は、今年五月一八日に『「開かれた国益」をめざして——アジア、そして世界とともに生きる——』を発表したが、それは「党の外交安全保障に関する岡田ビジョンともいうべきもの」であった（民主党ニュース・トピック「岡田代表 記者会見で、外交安全保障ビジョンを発表」二〇〇五年五月一八日）。ある意味で、民主党は、政権担当能力をアピールしながら、自民党との違いを鮮明にさせようとしている。ちなみに、民主党の前原誠司「次の内閣」防衛庁長官（当時）は新常設部隊での多国籍軍参加を構想している。「民主党の前原誠司『次の内閣』防衛庁長官（当時）は新常設部隊での多国籍軍参加を構想している。」「民主党の前原誠司『次の内閣』防衛庁長官は一日、自衛隊とは別組織の『国際協力部隊』を内閣府の国際平和協力本部の下に新たに常設し、国連決議に基づく多国籍軍などに参加する構想をまとめた。前原氏は党総合安全保障調査会の役員会に論議のたたき台として提示した。／国連の平和活動への参加をめぐつては、岡田克也代表が憲法改正により国連決議がある場合に自衛隊参加を認める考えを示しているのに対し、小沢一郎副代表らは現行憲法下で『国連待機部隊』を創設して参加することを提唱。前原氏は出向自衛官で編成する部隊という現実的な構想を示し、党内議論の集約を図る狙いがある。／しかし、別組織新設には『予算の無駄遣い』『各国に自衛隊隠しと受け取られる』などの指摘も出ている。」（「新常設部隊で多国籍軍参加 民主・前原氏が構想」『共同通信』二〇〇五年七月一六日）

(151) 自民党新憲法起草委員会・前掲注(129)素案。

(152) 憲法第九条を「改正」し、自衛軍の保持を明記し、かつ、集団的自衛権についての明文はないものの、その行使を許容しようとしているから「専守防衛」の枠さえも超えるので、現行憲法との同一性・継続性はなくなる。それゆえ、これは明らかに憲法改正の限界を超えるものである（上脇・前掲注(2)論文、一七七頁〔二〇二二〇四頁〕）。

(153) 自民党「新憲法第一次案」二〇〇五年八月一日。同年同月二日付『朝日新聞』でも全文が紹介されている。もちろん、ここでは憲法第九条「改正」が盛り込まれている。

(154) 自民党「新憲法第二次案」二〇〇五年一〇月二二日。

(155) 自民党「新憲法草案」二〇〇五年一〇月二八日。

- (156) 民主党ニュース・トピックス「新代表に前原誠司候補を選出 両院議員総会の選挙で」二〇〇五年九月十七日。
- (157) 『朝日新聞』二〇〇五年一〇月二十九日。
- (158) 民主党憲法調査会『憲法提言』二〇〇五年一〇月三十一日。
- (159) 民主党ニュース・トピックス『憲法提言』を了承 民主党憲法調査会総会「二〇〇五年一〇月三十一日。
- (160) 「改憲の方向」賛成派六一% 九条維持が改正上回る」『共同通信』二〇〇五年四月二十七日。なお、憲法第九条につき「改正の必要があるとは思わない」が四一・三%、「どちらともいえない」は二四・三%であったという。また、憲法改正の方向性に賛成した人のうち、憲法第九条改正にも賛成した人は四五・七%にとどまったという。
- (161) 「憲法調査会報告『知らない』八割〓七割が論議継続求める―時事世論調査」『時事通信』二〇〇五年七月十七日。
- (162) 著名人九名が二〇〇四年六月に立ち上げた組織。その九名とは、井上ひさし（作家）、梅原猛（哲学者）、大江健三郎（作家）、奥平康弘（憲法研究者）、小田実（作家）、加藤周一（評論家）、澤地久枝（作家）、鶴見俊輔（哲学者）、三木睦子（国連婦人会）である。
- (163) 社会民主党全国連合常任幹事会『憲法をめぐる議論についての論点整理』二〇〇五年三月一〇日。
- (164) 日本共産党第三回中央委員会総会（二〇〇五年四月六日～七日）志位委員長の幹部会報告。
- (165) 衆議院議員の小選挙区本位の選挙制とそれによる今年九月の総選挙の問題については、上脇博之「これはほんとうに『民意』なのか——小選挙区制がもたらした自民圧勝」『世界』七四五号（二〇〇五年一月号）一〇六頁以下を参照。